

最高人民法院 最高人民検察院による  
知的財産権侵害における刑事事件の  
処理についての具体的な法律適用に関する  
若干問題の解釈 (2)

2007年4月5日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題に 関する最高人民法院 最高人民検察院の解釈(2)

(最高人民法院、最高人民検察院 2007 年 4 月 5 日公布、公布日より施行する。)

社会主義市場経済の秩序を守り、知的財産権を侵害する犯罪活動を、法に基づき処罰するために、刑法、刑事訴訟法の関連規定により、知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題について、次のように説明する。

第1条 営利を目的とし、著作権者の許可を経ず、その文字作品、音楽、映画、テレビ、録画映像作品、コンピュータソフトウェアおよびその他作品を複製発行し、その複製品の合計数量が 500 枚(部)以上の場合は、刑法第 217 条に規定する「その他の情状がひどい場合」に該当する。複製品の合計数量が 2500 枚(部)以上の場合は、刑法第 217 条に規定する「その他の特にひどい情状を有する」に該当する。

第2条 刑法第 217 条の著作権侵害罪の「複製発行」とは、複製、発行若しくは複製し発行する行為を含む。

権利を侵害する製品の所有者が、広告、予約販売などの方法で権利侵害品を売り込んだ場合、刑法第 217 条に定める“発行”に該当する。

他人の作品を違法に出版、複製、発行し、犯罪をなした場合には、著作権侵害罪として処罰する。

第3条 知的財産権侵害罪が、刑法に定める執行猶予の条件に符合する場合、法に従い執行猶予を適用する。次の情状の一つに該当する場合は、通常、執行猶予を適用しない。

- (1) 知的財産権侵害により刑事処罰や行政処罰を受けた後、再度、知的財産権侵害による犯罪をなした場合場合。
- (2) 反省の念がみられない場合。
- (3) 違法所得の引渡しを拒絶した場合。
- (4) その他執行猶予を適用すべきではない状況にある場合。

第4条 知的財産権侵害罪に対して、人民法院は、犯罪の違法所得、不法経営額、権利者にもたらした損失、社会へ与える損害などの情状を総合的に考慮し、法に基づき罰金を課さなければならない。罰金額は通常、違法所得の1倍以上5倍以下、若しくは不法経営額の50%以上1倍以下に基づき確定する。

第5条 被害者が知的財産権の侵害を証明する証拠を有する刑事事件を、人民法院へ直接起訴する場合、人民法院は法に従い受理しなければならない。社会秩序と国家利益に深刻な損害を与えるような知的財産権侵害による刑事事件は、人民検察院が法に基づき公訴を提起する。

第6条 単位が刑法第213条から第219条に規定する行為を行った場合は、『知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的に使用する法律の若干の問題に関する最高人民法院 最高人民検察院の解釈』と本解釈に定める個人犯罪に相応する量刑基準に基づき、罪状を決定し処罰する、

第7条 以前に公布した司法解釈と本解釈が一致しない場合は、本解釈を基準とする。